

教職員の懲戒処分等について

令和8年6月12日付けで、次のとおり、懲戒処分等を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
福山市立 幸千中学校 教諭 平川 雅大 (31歳)	停職 3月	令和7年8月13日(水)から令和8年2月12日(木)にかけて、中型自動車仮免許(以下「仮免許」という。)の期間中であるため、自家用車を運転する際には道路交通法に定められた有資格者を同乗させる必要があることを認識しながら、有資格者を同乗させないで、単独で通勤等を繰り返した。 また、仮免許の失効後も自家用車の運転を続け、令和8年4月25日(土)午後5時40分頃、福山市駅家町法成寺の県道において、無免許で乗用車を運転したとして、道路交通法違反(無免許運転)の疑いで現行犯逮捕された。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条及び信用失墜行為の禁止を規定した同法第33条の規定に違反する。
県東部 公立小学校 教諭 (35歳)	戒告	令和7年度、担任する学級において、当該校で成績評価の根拠とされているテストの一部を実施せず、実施した一部のテストについても採点や返却等の処理を行わないまま放置した。加えて、未実施又は未採点のテスト集計結果において、あたかもテストによる評価の根拠があるかのように恣意的に点数を入力し、適正を欠く成績処理を行った。 これらの行為は、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務を規定した地方公務員法第32条、信用失墜行為を禁止した地方公務員法第33条の規定に違反する。

※ 上記の関係所属長のうち、所属職員に対する指導・監督が不十分であった所属については、訓告の措置を講ずるよう、令和8年6月12日付けで、当該教育委員会へ通知しました。

【担当】

教職員課 小中学校人事係長 榎原 雄太郎

(電話) 082-513-4924

(内線) 4924

(e-mail) kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp